

第7節 遺産分割を巡るその他の判例法理 (最高裁判所判決)

1 いったん成立した遺産分割協議を合意解除することは有効

最高裁平成2年9月27日判決

共同相続人の全員が、既に成立している遺産分割協議の全部又は一部を合意により解除した上、改めて遺産分割協議をすることは、法律上、当然には妨げられるものではなく、上告人が主張する遺産分割協議の修正も、右のような共同相続人全員による遺産分割協議の合意解除と再分割協議を指すものと解されるから、原判決がこれを許されないものとして右主張自体を失当とした点は、法令の解釈を誤ったものといわざるを得ない。

いったん成立した遺産分割協議も、全相続人が合意すれば、解除でき、解除後、改めて遺産分割協議を成立させることはできます。

ただ、税務当局は、やり直し遺産分割協議で、不動産が移転した場合、それを売買契約、交換契約又は贈与と認定して、課税をする可能性がありますので、再度の遺産分割で不動産が移転する場合は、この点の注意が必要です。

なお、相続税基本通達 19 の 2 の 8 ただし書には、「当初の分割により共同相続人又は包括受遺者に分属した財産を分割のやり直しとして再配分した場合には、その再配分により取得した財産は、同項に規定する分割により取得したものとはならないのであるから留意する。」と規定されていますので、不動産以外の遺産についても、相続税の申告をした後の再分割は、税金面では否定されるものと思われます。

ただ、次の判例は、再度の遺産分割で不動産が移転した場合、それは「相続による不動産の取得」になるものと考え、不動産取得税は課さないものとしています。

ですから、税務当局も、この判例を尊重すれば、課税はできないように思えますが、その点の判例はないようです。

2 やり直し遺産分割協議で不動産取得税は発生しない

最高裁昭和62年1月22日判決

被上告人を含む相続人らは第一回遺産分割協議のうち本件相続土地に関する部分を相続人全員の合意によって解除し改めてこれを第二回遺産分割協議のとおり分割協議をしたものであって、被上告人の右第二回遺産分割協議による本件相続土地の共有持分の取得は地方税法73条の7第1号所定の不動産取得税の非課税事由である「相続に因る不動産の取得」に該当すると解されるから、右共有持分の取得に対する本件不動産取得税の賦課処分は違法であり取消しを免れないとした原審の認定判断は、原判決挙示の証拠関係及びその説示に照らし、正当として是認することができる。

3 遺産分割協議の不履行を理由に、遺産分割協議を解除することはできない

代償分割など、遺産分割協議で、相続人の一人が債務を負担した場合で、当該相続人が債務を履行しないときは、他の相続人は、遺産分割協議を解除することができるか？という点、遺産分割協議を解除することはできないというのが判例です。

最高裁平成元年2月9日判決

共同相続人間において遺産分割協議が成立した場合に、相続人の一人が他の相続人に対して右協議において負担した債務を履行しないときであつても、他の相続人は民法541条によつて右遺産分割協議を解除することができないと解するのが相当である。けだし、遺産分割はその性質上協議の成立とともに終了し、その後は右協議において右債務を負担した相続人とその債権を取得した相続人間の債権債務関係が残るだけと解すべきであり、しかも、このように解さなければ民法909条本文により遡及効を有する遺産の再分割を余儀なくされ、法的安定性が著しく害されることになるからである。

4 遺産分割協議は詐害行為になりうる

債務が多くあり、遺産を相続しても債権者に差し押さえられると考え、遺産分割においては取得できる具体的相続分よりも、少ない遺産しか分割を受けなかった場合、その遺産分割協議は、詐害行為になり、取り消されるおそれがあります。

最高裁平成11年6月11日判決

共同相続人の間で成立した遺産分割協議は、詐害行為取消権行使の対象となり得るものと解するのが相当である。けだし、遺産分割協議は、相続の開始によって共同相続人の共有となった相続財産について、その全部又は一部を、各相続人の単独所有とし、又は新たな共有関係に移行させることによって、相続財産の帰属を確定させるものであり、その性質上、財産権を目的とする法律行為であるといえることができるからである。

5 しかしながら、相続放棄は、詐害行為にならない

ですから、遺産分割協議で、具体的相続分に満たない遺産を受けるのではなく、相続放棄をしてしまった方が、債権者から差し押さえられるおそれはありません。

最高裁昭和49年9月20日判決

相続の放棄のような身分行為については、民法424条の詐害行為取消権行使の対象とならないと解するのが相当である。なんとなれば、右取消権行使の対象となる行為は、積極的に債務者の財産を減少させる行為であることを要し、消極的にその増加を妨げるにすぎないものを包含しないものと解するところ、相続の放棄は、相続人の意思からいつでも、また法律上の効果からいつでも、これを既得財産を積極的に減少させる行為というよりはむしろ消極的にその増加を妨げる行為にすぎないとみるのが、妥当である。また、相続の放棄のような身分行為については、他人の意思によつてこれを強制すべきでないとして解するところ、もし相続の放棄を詐害行為として取消しうるものとすれば、相続人に対し相続の承認を強制することと同じ結果となり、その不当であることは明らかである。

6 遺産の分割の方法を定めた遺言は、代襲相続人には及ばない

遺言書の効果は、遺言書に書かれた文言に限られます。

長男に全財産を「相続させる」と遺言書を書いた場合で、その長男が被相続人よりも早く亡くなったときは、その遺言の効果は生じません。

ですから、被相続人より先に長男が亡くなった場合、長男に相続させたかった財産を、長男の子に相続させたいと願う場合は、遺言書の中に、そのことを書いておかなければ効果は生じません。

詳しくは、第2章で解説します。

最高裁平成23年2月22日判決

被相続人の遺産の承継に関する遺言をする者は、一般に、各推定相続人との関係においては、その者と各推定相続人との身分関係及び生活関係、各推定相続人の現在及び将来の生活状況及び資産その他の経済力、特定の不動産その他の遺産についての特定の推定相続人の関わりあいの有無、程度等諸般の事情を考慮して遺言をするものである。このことは、遺産を特定の推定相続人に単独で相続させる旨の遺産分割の方法を指定し、当該遺産が遺言者の死亡の時に直ちに相続により当該推定相続人に承継される効力を有する「相続させる」旨の遺言がされる場合であっても異なるものではなく、このような「相続させる」旨の遺言をした遺言者は、通常、遺言時における特定の推定相続人に当該遺産を取得させる意思を有するにとどまるものと解される。

したがって、上記のような「相続させる」旨の遺言は、当該遺言により遺産を相続させるものとされた推定相続人が遺言者の死亡以前に死亡した場合には、当該「相続させる」旨の遺言に係る条項と遺言書の他の記載との関係、遺言書作成当時の事情及び遺言者の置かれていた状況などから、遺言者が、上記の場合には、当該推定相続人の代襲者その他の者に遺産を相続させる旨の意思を有していたとみるべき特段の事情のない限り、その効力を生ずることはないとは解するのが相当である。

7 財産全部についての遺産の分割の方法を定めた遺言は、債務にも及ぶ

民法899条は、「各共同相続人は、その相続分に応じて被相続人の権利義務を承継する。」と規定していますが、ここでいう相続分とは、遺言書により指定された相続分、それが無い場合は法定相続分のことです。

その場合、遺言書で相続分を指定しておれば、それによりますが、遺言書で相続分は指定していないが、特定の財産を「相続させる」と書いた遺言の場合（遺産の分割の方法を定めた遺言）は、それにより取得した財産の全遺産に対する割合の相続分の指定を受けたものと解されていました。

例えば、東京高裁昭和45年3月30日判決は、「被相続人が自己の所有に属する特定の財産を特定の共同相続人に取得させる旨の指示を遺言でした場合、（それは）・・・一般には遺産分割に際し特定の相続人に特定の財産を取得させるべきことを指示する遺産分割方法の指定であり、もしその特定の財産が特定の相続人の法定相続分の割合を超える場合には相続分の指定を伴う遺産分割方法を定めたものであると解するのが相当である。」と判示しているところです。

下記の判例は、全財産を「相続させる」遺言で取得した相続人は、全債務を相続するものと判示しましたが、この判例は、上記高裁判決と同じ法理によるものと思われます。

最高裁平成21年3月24日判決

相続人のうちの1人に対して財産全部を相続させる旨の遺言により相続分の全部が当該相続人に指定された場合、遺言の趣旨等から相続債務については当該相続人にすべてを相続させる意思のないことが明らかであるなどの特段の事情のない限り、当該相続人に相続債務もすべて相続させる旨の意思が表示されたものと解すべきであり、これにより、相続人間においては、当該相続人が指定相続分の割合に応じて相続債務をすべて承継することになると解するのが相当である。もっとも、上記遺言による相続債務についての相続分の指定は、相続債務の債権者（以下「相続債権者」という。）の関与なくされたものであるから、相続債権者に対してはその効力が及ばないものと解するのが相当であり、各相続人は、相続債権者から法定相続分に従った相続債務の履行を求められたときには、これに応じなければならず、指定相続分に応じて相続債務を承継したことを主張することはできないが、相続債権者の方から相続債務についての相続分の指定の効力を承認し、各相続人に対し、指定相続分に応じた相続債務の履行を請求することは妨げられないというべきである。

8 登記原因を「遺産分割による代償譲渡」とする所有権移転登記の申請は有効

法務局で登記手続をする場合、先例がないときは、容易に認めてもらえません。下記の事案もそうで、家庭裁判所で遺産分割の調停が成立し、その遺産分割調書を登記原因証明情報として、代償分割により取得した不動産について所有権移転登記手続の申請をしたことに対し、法務局が認めなかったことから、訴訟に発展したケースですが、判例は、代償分割による代償物である不動産の取得を、「遺産分割による代償譲渡」という登記原因で、移転登記手続をすることを認めました。

最高裁平成20年12月11日判決

家庭裁判所において遺産分割調停が成立し、上告人が、被相続人の遺産である土地を取得した代償として、他の相続人2名（以下「本件譲受相続人」という。）に対し、同年8月末日限り、上告人所有の建物（以下「本件建物」という。）を持分2分の1ずつの割合で譲渡する旨の条項を定めた場合、その建物の譲渡が、上告人の本件譲受相続人に対する代償金支払義務があることを前提としてその支払に代えて行われるものとはされておらず、また、その譲渡に関し、本件譲受相続人から上告人に対して反対給付が行われるものとはされていないものであれば、「上記の合意は、上告人が本件譲受相続人に対し、遺産取得の代償として本件建物を無償で譲渡することを内容とするものであるということができる。そうすると、本件調書中の本件条項の記載は、登記の原因となる法律行為の特定に欠けるところがなく、当該法律行為を証する情報ということができるから、登記原因証明情報の提供を欠くことを理由に本件申請を却下した本件処分は違法というべきである。

9 遺産から生ずる果実は、全相続人のもの

遺産の中に賃貸用不動産があり、相続開始後も賃料収入がある場合、その賃料収入は誰のものか？という問題があり、見解が分かれていました。

その後、下記の判例が誕生して、その論争はなくなりました。

しかしながら、この判例のあることを知らない人が多く、円満に遺産分割が成立したと喜んでいたところ、その直後、相続開始後遺産分割までの間に生じた賃料について、清算の請求が出、思わぬ出費を強いられることになるということがあります。注意が要るところです。

最高裁平成17年9月8日判決

遺産は、相続人が数人あるときは、相続開始から遺産分割までの間、共同相続人の共有に属するものであるから、この間に遺産である賃貸不動産を使用管理した結果生ずる金銭債権たる賃料債権は、遺産とは別個の財産というべきであって、各共同相続人がその相続分に応じて分割単独債権として確定的に取得するものと解するのが相当である。遺産分割は、相続開始の時にさかのぼってその効力を生ずるものであるが、各共同相続人がその相続分に応じて分割単独債権として確定的に取得した上記賃料債権の帰属は、後にされた遺産分割の影響を受けないものというべきである。

したがって、相続開始から本件遺産分割決定が確定するまでの間に本件各不動産から生じた賃料債権は、被上告人及び上告人らがその相続分に応じて分割単独債権として取得したものであり、本件口座の残金は、これを前提として清算されるべきである。

10 遺産分割までは無償で居住できる

被相続人の生前、被相続人と同居していた相続人が、相続開始後も、当該建物の居住していることはできるか？また、当該相続人に対し、他の相続人から、賃料相当額の不当利得返還請求権が行使できるか？という問題が議論されてきましたが、下記の判例により、その論争は解決しました。

要は、遺産分割が成立して、当該建物の所有者が決まるまでは、従前から被相続人と同居していた相続人が、無償で、当該建物の居住を続けることができることになったのです。

最高裁平成8年12月17日判決

共同相続人の一人が相続開始前から被相続人の許諾を得て遺産である建物において被相続人と同居してきたときは、特段の事情のない限り、被相続人と右同居の相続人との間において、被相続人が死亡し相続が開始した後も、遺産分割により右建物の所有関係が最終的に確定するまでの間は、引き続き右同居の相続人にこれを無償で使用させる旨の合意があったものと推認されるのであって、被相続人が死亡した場合は、この時から少なくとも遺産分割終了までの間は、被相続人の地位を承継した他の相続人等が貸主となり、右同居の相続人を借主とする右建物の使用貸借契約関係が存続することになるものというべきである。けだし、建物が右同居の相続人の居住の場であり、同人の居住が被相続人の許諾に基づくものであったことからすると、遺産分割までは同居の相続人に建物全部の使用権原を与えて相続開始前と同一の態様における無償による使用を認めることが、被相続人及び同居の相続人の通常の意味に合致するといえるからである。